

みなし通知電気工事業者変更届出一覧表

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
変更事項 提出書類	個人の場合		法人の場合			営業所			建設業許可の更新等	通知行政庁の変更 電子申請
	氏名	住所	名称	所在地	代表者	名称	所在地	増設		
電気工事業に係る変更届通知書（様式第22）										
誓約書										
備付器具調書										
標識仕様書										
通知者が個人の場合：住民票抄本	1									
通知者が法人の場合：履歴事項全部証明書			1		1					
建設業許可通知書の写し										
建設業許可変更届出書の写し (許可行政庁の收受印があるもの)	1	2	1	3	1					
業務内容等報告書										
現在手元にある通知受理通知書原本										

- 1) いずれか一方を提出してください。(外字を使用している場合は、変更通知書の備考欄に記入してください。)
- 2) 【個人】住民票上の所在地が、建設業許可の主たる営業所の所在地と同じ場合は、住民票抄本に代えることができます。
- 3) 【法人】登記上の所在地が、建設業許可の主たる営業所の所在地と同じ場合は、履歴事項全部証明書に代えることができます。
- 通知事項の変更に係る手続は、手数料不要です。
- 通知行政庁を変更する際は、必ず、通知受理通知書の原本を返納してください。**

電気工事業の【通知（みなし通知）の変更】手続

この案内は、みなし通知をしている方が、その通知を変更する際にお読みいただくものです。

建設業許可をお持ちでない方、一般用電気工作物の工事を行う方は別の手続になります。

【提出方法・問合せ先】

1 提出方法

(1) 提出書類等を埼玉県危機管理防災部化学保安課へ郵送で提出

信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）としてください。（メール便、宅配便は信書を送付できないため不可。）

書類の到達確認に関するお問合せには、対応しておりません。

郵送先

郵便番号 330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 危機管理防災センター 1 階

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

(2) 提出書類等を電子申請で提出

申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.html>

送信データの到達確認に関するお問合せには、対応しておりません。

2 お問合せ先

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

TEL : 048-830-8435

FAX : 048-830-8444

メール : a2970-04@pref.saitama.lg.jp

【 注意事項 】

- 1 通知受理通知書を送付する必要はありません。
- 2 提出書類は、A4サイズで1部作成してください。
- 3 提出書類の控えが必要な場合は、提出書類の写しを1部作成し、返信用封筒とともに

同封してください。收受印を押印し返送します。(電子申請の場合、控えを送付する必要はありません。)

- 4 提出書類に不備・不足がある場合、ファクシミリ又はメールでお知らせします。
お手元に控えを1部、残すようにしてください。
- 5 住民票抄本(又は履歴事項全部証明書)は申請日前3か月以内に発行されたものを提出してください。住民票は、個人番号が記載されていないものに限りです。
- 6 更新漏れ等により建設業許可が「新規」扱いとなった場合は、変更通知ではなく、「開始通知」の扱いとなります。
- 7 法人成り、個人成り、事業譲渡、相続、合併、分割等に伴う手続は、変更通知ではなく、全て「開始通知」の扱いとなります。

【各変更事項について】

No. 1) 個人氏名

個人事業主の氏名を変更する場合です。承継や相続に伴って氏名を変更する場合は、変更届ではなく、「開始通知」の扱いとなります。

No. 2) 個人住所

個人事業主が住所(住民票上の所在地)を変更する場合です。

No. 3) 法人名称

登記上の法人名称を変更する場合、「有限会社」を「株式会社」に変更する場合などです。

No. 4) 法人所在地

登記上の本店所在地を変更する場合です。

No. 5) 法人代表者

代表者の就退任があった場合です。

No. 6) 営業所名称

店舗の名称や屋号などを変更する場合です。

No. 7) 営業所所在地

店舗を移転した場合です。移転先が、埼玉県が管轄する市町村の場合に限りです。

No. 8) 営業所増設

県内に営業所を増設する場合です。県外に増設することを検討されている場合は、事前

にお問合せください。

No. 9) 建設業許可更新

建設業許可の更新に限らず、許可を受けた年月日や許可番号が変わった場合についても変更通知及び許可通知書を提出してください。

業務内容等報告書は、電子申請システムにより提出してください。

申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.html>

「建設業許可の更新」に係る変更通知の提出について

通知の変更事項が「建設業許可の更新(注)のみ」の事業者で、変更通知を電子申請システムで送信する場合、**提出書類は、不要です。**(変更通知書(様式第22)と建設業許可通知書の写しは、添付する必要がありません。)

変更通知を郵送により提出する場合は、添付書類が必要です。

注) 建設業許可の更新に限らず、許可の区分及び許可行政庁が変わった場合も同様に取り扱います。

No. 10) 届出行政庁変更

通知行政庁を埼玉県から他の行政庁に変更する場合を指します。他の行政庁から埼玉県に変更する場合は、提出書類が異なるので、化学保安課へお問合せください。

通知行政庁の変更は、電子申請システムにより提出してください。(提出書類はありません。)

申請フォームの入口は、化学保安課のホームページにあります。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0403/youshiki/d-henkou.htm>

通知受理通知書の原本は、提出方法にかかわらず、必ず返納してください。